

# 情報モラカップ通信 No.2

金石中学校PTA・平成28・29年度研究テーマ

## 親子で学ぶ情報モラル

問 インターネットに関する内容について、次の(1)～(3)のことをどう思いますか？

- (1) インターネット上に悪口や人を傷つけることを書き込むのは犯罪である  
 ア 思う                      イ 思わない                      ウ 分からない
- (2) インターネット上に一度書き込んだ情報は、完全に消すことはできない  
 ア 思う                      イ 思わない                      ウ 分からない
- (3) インターネットへの書き込みは、誰が書いたかを調べることができる  
 ア 思う                      イ 思わない                      ウ 分からない

(金沢市「携帯電話・インターネット」アンケートより)



情報モラカップ

## あなたのお子さんは、知っていますか？

平成27年度の上記アンケート集計結果では、全員が「思う」ではありません。

(中学生の回答にて)

悩ましい比率の子どもたちが、「思わない・分からない」と答えています。

スマホ等を持たせる・持たせないという決定は家庭の判断です。

しかし、持たせないから『教育しなくていい』という問題ではありません！

ネット利用率も高まり危険も増える一方です。

取り上げるだけでなく、理想やモラルを語るだけでもなく、

子どもに具体的に危険の避け方を教えるべき時に来ているのではないか。

このPTA活動では、

ネットの使い方等、積極的に話題にさせていただくことで、

家庭内コミュニケーションが充実していくことを願っています。

## 「情報モラル」講座 & 意見交換会

12 / 2 (金) 19 : 30 ~ ぜひご参加ください。

※この講座開催まで、「情報モラカップ通信」をお届けします。 以上

# 「情報モラルチェックシート」 (児童生徒用)

次のチェックシートの当てはまるものに か×を付けてください。

	チェック内容	か×
1	パスワードは大切だが、忘れると困るので、親しい友人には教えておいたほうがよい	
2	迷惑メールやチェーンメールが来たら、何かあると怖いので、すぐ友人に送った方が安心だ	
3	怪しいメールや添付ファイルが来たが、必要なものだと困るので、とりあえず開いて確認してから捨てるようにしている	
4	ネットショッピングやゲームのアイテムの購入は自分でお金を持っていればしてもよい	
5	チャットや掲示板は本当のことならどんなことを書いても良い	
6	チャットや掲示板でたくさん話をした人となら、どんな人かわかっているので実際に会ってみてもよい	
7	たくさんの人に見てもらいたいので、チャットや掲示板、SNSにはできるだけ個人情報(自分の名前や住所)を書いた方がよい	
8	他の人が書いた文章や芸能人の写真や音楽はできるだけたくさんの人に紹介してあげた方がよい	
9	携帯電話については特に約束事を決めずに長い時間使っていることが多い	
10	困ったことがあってもしかられるので先生や親には相談しない方がいいと思う	

## < 解説 >

- 1 × パスワードは絶対に他人に教えてはいけません。他人に教えるとあなたになりすまして悪事を働いたり、パスワードを変えられたりします。
- 2 × 迷惑メールやチェーンメールは絶対に他の人に回してはいけません。
- 3 × 怪しいメールや添付ファイルにはウイルスが入っていることがあるので、絶対に開かずに、すぐに削除しましょう。
- 4 × ネットショッピングやアイテムの購入は、保護者に相談して行うようにしましょう。
- 5 × 本当だからといって何を書いてもいいわけではありません。書かれた相手が傷つかないかしっかりと考えて情報発信をしましょう。内容によってはあなたが罪に問われることがあります
- 6 × チャットや掲示板で優しい人でも絶対に会ってはいけません。
- 7 × 個人情報をネットワーク上に載せると思わぬところで嫌な思いをします。絶対にやめましょう
- 8 × 他人の文章や写真を発信するためにはその人の許可が必要です。守らないでいると著作権の侵害という罪になる場合があります
- 9 × 健康被害や様々なことを考えると、携帯電話の利用はしっかりと約束事を作り、計画的に利用しましょう。
- 10 × 困ったことがあったら多少恥ずかしくてもすぐに親や先生に相談しましょう。長い時間放っておいたほうが大変なことになる場合があります。

# ～ちょっと聞いてよ「情報モラル」2～

参考：島根県立松江教育センター研究情報スタッフ 2008『保護者向け情報モラル資料集』

## 【1】著作権とは

著作権とは、著作物（作品）の著作者（作者）や出版社などが持っている権利で、その著作物を無断で使用されないための権利です。文章、新聞や雑誌などの記事、音楽、写真や絵画、テレビからの録画、アニメのキャラクター、地図、コンピュータ・プログラム（ソフトウェア）などは、著作物です。

### ◆ アマチュア作品でも著作権がある

著作権は、登録などの手続きをしなくても作者が作品を作ったときに自動的に発生します。アマチュアや未成年者が作った作品でも、他人のものを利用する場合は、原則として、作者本人の許諾（了解）が必要です。

### ◆ ホームページなどには使ってはいけない

ホームページやブログについては特に注意が必要です。雑誌からのコピーや、他人の文章や画像などを無断で自分のホームページやブログなどに載せてはいけません。著作権者や企業から告訴されたり、公開していた期間やアクセス数に応じた賠償金を請求されたりすることもあります。

## 【2】コピーしていい場合・いけない場合

### ◆ 自分で使うためのコピーは自由

著作権法によると、著作物を複製するには原則として作者や出版社の許諾が必要ですが、私的な使用のための複製なら許諾なしに複製できます。たとえば、雑誌の画像などをコピーして自分の部屋に飾るのは自由です。ただし、この場合は使用する本人が自分自身でコピーしなければなりません。

### ◆ レンタルCDの利用も個人的な範囲で

レンタルショップから借りてきたCDを自分のためにコピーすることも私的な使用のための複製にあたるので自由です。ただし、友人にコピーしてあげることはできないと言われています。私的な使用は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」とされていて、友人はこれに含まれるとは考えられないからです。また、レンタルCDを友達などに「また貸し」することはレンタルショップの会員規約で通常禁止されています。

### ◆ インターネットへの掲載は許諾が必要

本の内容などを自分のホームページやブログに載せるのには許諾が必要です。ホームページやブログはたくさんの人が見ることができるからです。



情報モラカッパ

### 【3】ソフトウェアのインストールは通常1台まで

#### ◆ 友達のソフトウェアを借りてインストールしてはいけない

コンピュータソフトやゲームソフトは著作権法によって著作物に該当し保護されています。ですからソフトウェアをコピーするには、作者や販売会社の許諾が必要です。

販売されているソフトは通常、使用規約によってコピーしたり複数のパソコンにインストールしたりすることは禁止されています。ですから、友達の持っているソフトウェアを借りてきて自分のパソコンにインストールすることはできません。例外もありますので、使用規約を確かめましょう。

#### ◆ 著作権法違反で罰せられることがある

販売されているソフトウェアをコピーして自分のホームページに掲載したり、インターネットでやりとりしたりすることは明らかな違法行為で、少年が摘発された例もあります。

### 【4】ネットショッピングとは

#### ◆ 便利なネットショッピング

ネットショッピングとは、インターネットを利用した通信販売のことです。

#### ◆ 保護者が知らなくても

会員登録なしで注文できる販売サイトや、携帯電話から注文できる販売サイトもあります。保護者が知らないうちに、子どもが利用して、注文した商品をコンビニで受け取って代金を支払っていることなどもあります。

#### ◆ トラブルも少なくない

ネットショッピングには、代金の支払いや商品の引き渡しに関するトラブルも少なくありません。ご家庭でも「ネットショッピングって使ったことある？」と聞いてみてはいかがでしょうか。

### 【5】自己責任が求められるネットオークション

#### ◆ 個人同士が売買をするオークションサイト

ネットオークション（競売）では、誰かが売りたい品物の写真を出して（出品）、それを見て欲しい人が値段をつけます（入札）。最も高い値段をつけた人がその品物を買うことができます。このようなしくみを提供しているのがYahoo!オークションなどのオークションサイトです。

#### ◆ 子どもの利用も少なくない

多くのオークションサイトは、誰でも会員登録をして品物を売買することができます。

#### ◆ トラブル時の対応は通信販売よりも難しい

代金を振り込んだのに品物が届かない、写真とは違う物が届いたなどのトラブルもあります。

オークションサイトの利用規則では、「トラブルは利用者同士で解決してください」等としていますので、自己判断や責任が強く求められていることを理解したうえで利用する必要があります。